

平成 31 年 2 月 14 日
福島県放射線監視室

サブドレン・地下水ドレン処理済み水の海水モニタリング頻度
見直しについて

1 概要

平成 31 年度より、サブドレン・地下水ドレン処理済み水の海水モニタリング頻度を月に 1 回から四半期に 1 回に変更する。

2 経緯

平成 27 年 9 月 14 日の福島第一原子力発電所におけるサブドレン・地下水ドレン処理済み水の排出開始以降、東京電力ホールディングス(株)がサブドレン・地下水ドレン処理済み水の排出中に北放水口付近 (T-1) で海水を採取し、その場で試料を分割して福島県と東京電力ホールディングス(株)がそれぞれ放射性物質濃度を測定している。最初のサブドレン・地下水ドレン処理済み水の排水から月に 1 回モニタリングを実施していた。

その後のモニタリングにおいて、周辺環境への影響は確認されていないこと、東京電力ホールディングス(株)の結果との差異が見られないことから、地下水バイパス水の海水モニタリングと同様の運用とし、平成 31 年度からはモニタリング頻度を四半期に 1 回としてモニタリングを継続する。

また、環境モニタリング評価部会において、東京電力ホールディングス(株)からサブドレン・地下水ドレン処理済み水の測定結果を引き続き説明を受け、排水に伴う影響を確認することとする。

3 測定結果

地点名	採取年月日	分析機関	測定結果 (Bq/l)		
			Cs-134	Cs-137	トリチウム
北放水口付近 (T-1) (処理済み水排出中)	H27. 9. 14	福島県	ND~0.10 (0.06)	ND~0.44 (0.05)	ND~2.3 (0.4)
	~ H31. 1. 15	東京電力ホールディングス(株)	ND (0.7)	ND (0.6)	ND~2.0 (1.5)

※括弧内はおおよその下限値

4 その他

福島第一原子力発電所内のトラブル等が発生した場合は、緊急的なモニタリング等により、環境への影響を速やかに確認することとする。